

訂正のご案内

この度は、LEC公認会計士講座をご利用頂き、誠に有難うございます。

2025年 圧縮論文講座(EB25371) 租税法の下記教材に、訂正事項がございましたので、お知らせ致します。

教材作成上の訂正事項が生じましたことを、心よりお詫び申し上げます。今後改善に努めてまいりますので、受講生の皆様におかれましては、ご了承の程、何卒よろしくお願ひ申し上げます。今回追加した訂正箇所は_____になります。

- ・上級フォ-サイト 租税法 テキスト【法人税法・基礎1】第2版 (EM25021)
- ・上級フォ-サイト 租税法 テキスト【法人税法・基礎2】第2版 (EM25022)
- ・上級フォ-サイト 租税法 テキスト【消費税法】第2版 (EM25025)
- ・租税法 法人税・基礎1 過去問チャレンジ 第2版 (EM25032)
- ・租税法 消費税 過去問チャレンジ 第2版 (EM25040)
- ・租税法 過去問チャレンジ 理論編第2版 (EM25045)

上級フォ-サイト 租税法 テキスト【法人税法・基礎1】第2版 (EM25021)

P3-20 設例 [資料] (注2)

【誤】E社株式(上場)は、令和5年12月10日に全株を取得したものである。

【正】E社株式(上場)は、令和6年12月10日に全株を取得したものである。

上級フォ-サイト 租税法 テキスト【法人税法・基礎2】第2版 (EM25022)

P17-17 設例 [資料] 第5期 仕訳

【誤】(現金預金) 12,600,000円 (借入金) 10,600,000円
(為替予約) 2,000,000円

【正】(現金預金) 12,600,000円 (借入金) 10,600,000円
(為替差益) 2,000,000円

P4-35 設例 【資料】2.

【誤】

総売上高	<p>内訳は次のとおりである（非課税取引に係るものは含まれていない。）。</p> <p>① 国内の事業者に対する売上高</p> <p>② 国外の事業者に対する輸出売上高</p> <p>③ 国外支店における売上高</p> <p>④ 当社の役員Aに対する商品の売上高 (仕入価額630,000円、販売価額1,080,000円)</p> <p>⑤ 取引先の役員Bに対する商品の売上高 (仕入価額630,000円、販売価額1,080,000円)</p>
------	--

【正】

総売上高	<p>内訳は次のとおりである（非課税取引に係るものは含まれていない。）。</p> <p>① 国内の事業者に対する売上高 <u>99,094,000円</u></p> <p>② 国外の事業者に対する輸出売上高 <u>78,845,000円</u></p> <p>③ 国外支店における売上高 <u>19,971,000円</u></p> <p>④ 当社の役員Aに対する商品の売上高 <u>585,000円</u> (仕入価額630,000円、販売価額1,080,000円)</p> <p>⑤ 取引先の役員Bに対する商品の売上高 <u>585,000円</u> (仕入価額630,000円、販売価額1,080,000円)</p>
------	---

P8-7 設例 解答 課税売上割合 ←7/1 追加

【誤】

$$\frac{500,000,000}{1,000,000,000}$$

【正】

$$\frac{454,545,454}{954,545,454}$$

P8-7 設例 解説 IV課税売上割合 ←7/1 追加

【誤】(1) 7.8%課税取引

① 7.8%課税売上高 $482,400,000円 + 17,600,000円 = 500,000,000円$

② ①に係る税抜き対価の返還等の額

$$(17,600,000円 + 9,900,000円 + 5,500,000円) \times \frac{100}{110} = 30,000,000円$$

③ ①-② = 470,000,000円

(2) 輸出免税取引 30,000,000円

(3) 非課税取引 500,000,000円

(4) 課税売上割合

$$\frac{(1)+(2)}{(1)+(2)+(3)} = \frac{500,000,000円}{1,000,000,000円} = 0.5 < 95\% \therefore \text{按分計算必要}$$

【正】(1) 7.8%課税取引

① 7.8%課税売上高 $(482,400,000円 + 17,600,000円) \times \frac{100}{110} = 454,545,454円$

② ①に係る税抜き対価の返還等の額

$$(17,600,000円 + 9,900,000円 + 5,500,000円) \times \frac{100}{110} = 30,000,000円$$

③ ①-② = 424,545,454円

(2) 輸出免税取引 30,000,000円

(3) 非課税取引 500,000,000円

(4) 課税売上割合

$$\frac{(1)+(2)}{(1)+(2)+(3)} = \frac{454,545,454円}{954,545,454円} = 0.476\cdots < 95\% \therefore \text{按分計算必要}$$

P8-7 設例 解説 V控除税額 ←7/1 追加

【誤】② 控除対象仕入税額

イ 個別対応方式

$$\text{①イ} \times \frac{7.8}{110} + \text{①ハ} \times \frac{7.8}{110} \times 0.5 = 27,300,000円$$

ロ 一括比例配分方式

$$\text{①ニ} \times \frac{7.8}{110} \times 0.5 = 16,001,700円$$

ハ イ>ロ $\therefore 27,300,000円$

(2) 売上げに係る対価の返還等に係る消費税額

$$(17,600,000円 + 9,900,000円 + 5,500,000円) \times \frac{7.8}{110} = 2,340,000円$$

(3) 控除税額計 (1)+(2) = 29,640,000円

【正】② 控除対象仕入税額

イ 個別対応方式

$$\text{①イ} \times \frac{7.8}{110} + \text{①ハ} \times \frac{7.8}{110} \times \frac{454,545,454円}{954,545,454円} = 27,114,285円$$

ロ 一括比例配分方式

$$\text{①ニ} \times \frac{7.8}{110} \times \frac{454,545,454円}{954,545,454円} = 15,239,714円$$

ハ イ>ロ $\therefore 27,114,285円$

(2) 売上げに係る対価の返還等に係る消費税額

$$(17,600,000円 + 9,900,000円 + 5,500,000円) \times \frac{7.8}{110} = 2,340,000円$$

(3) 控除税額計 (1)+(2) = 29,454,285円

租税法 法人税・基礎1 過去問チャレンジ 第2版 (EM25032)

P1-5 解説 別表五（一）利益積立金額の計算

【誤】

	①期首	②減	③増	④翌期首
賞与引当金	150,000,000	150,000,000	160,000,000	160,000,000

BS ▲160,000,000

【正】

	①期首	②減	③増	④翌期首
賞与引当金	150,000,000	150,000,000	155,000,000	155,000,000

BS ▲155,000,000

租税法 消費税 過去問チャレンジ 第2版 (EM25040)

P5-22 〔資料〕1.

(5)の下に下記の記述を追加。

(6) 解答に当たり、所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則第52条第1項の規定を適用すること。

(参考) 所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則

事業者（新消費税法第9条第1項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。以下この条及び次条において同じ。）が、5年施行日から5年施行日以後3年を経過する日（同条第1項において「適用期限」という。）までの間に国内において行った課税仕入れ（新消費税法第30条第1項の規定の適用を受けるものを除く。次条第1項において同じ。）のうち、5年改正規定による改正前の消費税法（以下この条及び次条において「旧消費税法」という。）第30条の規定がなお効力を有するものとしたならば同条第1項の規定の適用を受けるものについては、同条第9項に規定する請求書等又は当該請求書等に記載すべき事項に係る電磁的記録（電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成10年法律第25号）第2条第3号に規定する電磁的記録をいう。次項並びに次条第1項及び第2項において同じ。）を新消費税法第30条第9項に規定する請求書等とみなし、かつ、当該課税仕入れに係る支払対価の額（同条第8項第1号ニに規定する課税仕入れに係る支払対価の額をいう。次条第1項及び附則第53条の2において同じ。）に110分の7.8（当該課税仕入れが他の者から受けた軽減対象課税資産の譲渡等（新消費税法第2条第1項第9号の2に規定する軽減対象課税資産の譲渡等をいい、消費税法第7条第1項、第5条の規定による改正後の同法第8条第1項その他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。第3項及び次条第1項において同じ。）に係るものである場合には、108分の6.24）を乗じて算出した金額に100分の80を乗じて算出した金額を新消費税法第30条第1項に規定する課税仕入れに係る消費税額とみなして、同条の規定を適用する。この場合において、同条第8項第1号ハ中「である旨」とあるのは、「である旨）及び所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第52条第1項の規定の適用を受ける課税仕入れである旨」とする。

P5-26 解答[問]3. 課税仕入れに係る消費税額の計算

【誤】(1) 課税仕入れ等に係る消費税額のうち課税資産の譲渡等にのみ要するもの 150,122,700

【正】(1) 課税仕入れ等に係る消費税額のうち課税資産の譲渡等にのみ要するもの 150,110,220

P5-26 解答[問]4. 納付すべき消費税額の計算

【誤】(1) 控除対象仕入税額 165,536,826

【正】(1) 控除対象仕入税額 165,524,346

【誤】

当期商品仕入高	1,235,300,000
<u>教育訓練費</u>	<u>880,000</u>
その他	153,945,000
当期材料仕入高	448,200,000
労務費	
派遣料4,950,000+その他17,280,000	= 22,230,000
経費	
<u>機械3,300,000+その他253,260,000</u>	<u>= 256,560,000</u>
合 計	<u>= 2,117,115,000</u>
<u>$2,117,115,000 \times \frac{7.8}{110} = 150,122,700$</u>	

【正】

イ 適格請求書発行事業者からの課税仕入れ

当期商品仕入高	1,235,300,000
<u>(削除)</u>	
その他	153,945,000
当期材料仕入高	448,200,000
労務費	
派遣料4,950,000+その他17,280,000	= 22,230,000
経費	
<u>機械3,300,000+その他253,260,000</u>	<u>= 256,560,000</u>
合 計	<u>= 2,116,235,000</u>
<u>$2,116,235,000 \times \frac{7.8}{110} = 150,060,300$</u>	

ロ 免税事業者からの課税仕入れ

$$\text{教育訓練費 } 880,000 \times \frac{7.8}{110} \times \frac{80}{100} = 49,920$$

$$\text{ハ イ+ロ} = 150,110,220$$

【誤】個別対応方式 2(1)+2(3)×98%=165,536,826【正】個別対応方式 2(1)+2(3)×98%=165,524,346

租税法 過去問チャレンジ 理論編第2版 (EM25045)

P1-3-19 解答 1行目 **←7/1 追加**

【誤】満期保険の受取人及び死亡保険の受取人はともに_____となっているため、

【正】満期保険の受取人及び死亡保険の受取人はともにA社となっているため、

P1-4-5 解答 1行目 **←7/1 追加**

【誤】当社が保有するE社株式は非支配目的株式等に該当する

【正】E社が保有するB社株式は非支配目的株式等に該当する

EL25938